

事務処理遅延及び個人情報を含む書類の所在不明について（続報）

令和8年7月13日に記者発表を行いました、宮城県精神保健福祉センター（以下、「センター」という。）において交付が遅延していた精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」という。）及び自立支援医療受給者証（以下、「受給者証」という。）については、令和8年9月30日で交付が完了しましたのでお知らせいたします。

関係者の皆様に、多大な御迷惑をおかけしておりますことについて、あらためて、深くお詫び申し上げますとともに、引き続き、再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めてまいります。

1 交付遅延及び申請書等の所在不明等について

（1）前回記者発表を行いました、令和7年4月から令和8年4月までに市町村から進達があったもののほか、追加で市町村に照会を行った令和6年度分も含めて、令和8年9月30日に交付が完了しました。最終的な交付遅延及び申請書等の所在不明等の状況は以下のとおりです。

※ 市町村内訳は別紙のとおり。

※ カッコ内は前回発表時との比較

ア 交付遅延：289件（7件増、7件減）

- ・ 手 帳：143件（7件増）
- ・ 受給者証：146件（7件減）

イ 申請書等の所在不明：132件（15件増）

- ・ 手 帳：46件（11件増）
- ・ 受給者証：86件（4件増）

ウ 該当者実人数：233人（1人減）

（2）一方で、これまでは、令和6年度及び令和7年度の交付遅延による未交付を調査対象としてきましたが、令和7年度に交付済のものについて、交付遅延により不都合が生じた事案があることが判明したことなどもあり、現在、令和6年度から令和8年度までに市町村から進達があった全件についての調査・確認を実施しています。

2 申請書等の所在不明について

（1）本件については、警察にも相談していますが、現時点においてお知らせできる段階には至っておりません。

（2）該当者には、令和8年9月24日付けでお詫びと状況説明の文書を発出しています。

（3）申請書等の所在不明に伴う個人情報の漏えいについて、県としては、以下のとおり、その可能性は低いものと考えております。

- ・ センターが行った職員への聞き取り調査において、担当職員の一人から「処理していない書類をファイルに綴って所内の部屋に置いた。」との発言があった。このため、ファイルを置いたという部屋も含めて、あらためて所内を搜索したがファイル等は発見されなかった。

- ・ 本件については、警察にも相談しており、あらゆる可能性を否定できないが、書類の廃棄処分に回った可能性が高く、この場合、ごみ処理施設に直接持ち込み、焼却していることから、個人情報外部へ漏えいした可能性は低いものと考えている。

3 交付遅延による不都合の状況について

- (1) 手帳及び受給者証の交付遅延に伴う不都合については、10月14日現在で、55人から91件の申出がありました。主なものは、税制上の優遇措置や公共施設の入場料減免、バス・地下鉄運賃の割引サービスが受けられなかった、医療費を3割負担で支払ったなどであり、現在、県で詳細な聴き取りを行うとともに、それを踏まえた対応を検討中です。
- (2) 令和8年9月24日付けで、該当者に確認シートを送付し、再度、確認を行っているほか、令和8年8月28日付けで、医療機関及び薬局等に文書を発出し、受給者証の交付遅延により3割の医療費を支払った患者さんがいるなど、気づいたことがあればご連絡をいただくようお願いしています。

4 その他

令和6年度から令和8年度までの全件調査等が完了した段階など、状況に応じて、お知らせいたします。